

〈論 文〉

第二次世界大戦後の日本人カナダ移住の一樣相
—在日カナダ移民事務所開設をめぐる—

木野 淳子（東京外国語大学・兼任講師）

〈目次〉

はじめに

- I. 第二次大戦後の日本の海外移住政策概観 —「海外移住事業団」創設を中心に
- II. 日本人のカナダ移住促進に向けた日加の動き
- III. 在日カナダ移民事務所開設をめぐるメイラス移民官と日本側の協議
- IV. 在日カナダ移民事務所開設に向けて
 1. メイラス移民官の調査報告と移民省内の反応
 2. 移民事務所開設に向けた最終調整
- V. 在日カナダ移民事務所開設とマルシャン移民大臣訪日
おわりに

キーワード：日系カナダ人、戦後日本人カナダ移住、日加関係、在日カナダ移民事務所、
カナダ大使館査証事務所（査証部）

はじめに

2027年に建国160周年を迎えるカナダは、2021年の統計によると、人口の23%に当たる約830万人が外国生まれすなわち移民で、時代に応じて規制の度合いは異なっても、建国当初から移民を受入れてきた¹。現在、カナダは移民受入れのため世界中に移民事務所（査証事務所）を設置しているが、その歴史は建国とほぼ同じである。建国翌年の1868年に、カナダ連邦政府はイギリスやヨーロッパからの農業移民誘致のため、ロンドンと欧州大陸に移民事務所を開設し、その後必要に応じイギリス及び欧州各地に代理人を置いた。1899年、クリフォード・シフトン（Clifford Sifton, 1896.11.17 - 1905.2.28）内務相は農業移民誘致のため積極的な宣伝活動を行い、イギリス、欧州に加えアメリカ合衆国からの移民誘致のため、合衆国内での移民事務所や代理人ネットワークを拡大し、また中欧・東欧からの移民も誘致した²。つまり、移民事務所開設は、望ましい移民を誘致するための重要な策であった。例外は、1923年にアジア初の移民事務所として開設された当時イギリス領の香港での移民事務所である。香港移民事務所の目的は、同年制定された中国人移住を禁じた法の下、カナダ人移民官が査証を厳重実施して労働移民を絶対的に禁止することにあった³。同事務所は、第二次世界大戦中の中断を経て1949年に再開されたものの、カナダにとって英米や欧州からの移民が望ましい状況が長く続く中、なぜ日本に移民事務所が開設されたのか。

第二次大戦前のカナダにおいては、日本人を含むアジアからの移民は規制され、特に日系カナダ人は、第二次大戦中に強制収容・移動、財産没収、戦後のカナダ東部への移動ないし日本への「強制送還」と大変な困難を強いられた。さらに戦後の日本からのカナダ移住も事実上禁止されていた。この状況は、1952年の日加間の外交関係再開以降、両国の経済関係の活発化により変化してきた。1961年には、池田勇人、ジョン・ディーフェンバカー（John Diefenbaker, 1957.6.21 - 1963.4.22）両首

相の相互訪問で、限定的ながら日本人受入れが始まった。さらに、1962年の移民法施行規則改正により、カナダは移民の人種差別規定を撤廃した。一方で技術移民として期待された日本からの移民は増加しなかった。日加双方で日本からの移民受入れ策が講じられるようになるのは、1965年にカナダ市民権・移民省（Department of Citizenship and Immigration、以下移民省）の移民官が東京に派遣されてからであった⁴。

日本人のカナダ移住に関する研究は、多くが第二次大戦前に移住した日本人や日系カナダ人を対象としており、第二次大戦後については、日系カナダ人のロッキー山脈以東での再定住や、1970年代以降の「リドレス」運動について検討されているものの、戦後の日本人カナダ移住についての言及は限定的である⁵。また、「新移民」とも言われる戦後の日本人移民に関する研究では、彼らのカナダでの定住を中心に扱い、戦後の日本人カナダ移住再開をめぐる政策について論じたものはごく一部に過ぎない⁶。カナダでは、アジア系移民に関する数多くの著作があるパトリシア・ロイ（Patricia Roy）が、戦前から戦後に至るまでの日系カナダ人を扱った著書を出版している⁷。また、ロイは第二次大戦後の日本人のカナダ移住再開に向けた日加の動向を詳細に検討した論文で、在加日系カナダ人が、第二次大戦勃発により日本に残された、あるいは戦後日本に「強制送還」された親族の呼び寄せのため如何に尽力したかも明らかにしている⁸。しかし、日本での移民事務所開設をめぐる日加間の交渉については深く言及していない。そこで本稿では、1966年にアジアの独立国として初めて東京に開設された在日カナダ移民事務所について、前年に派遣された移民官の活動を軸に日加の交渉を検討し、日本での開設の理由と経緯を明らかにし、そこから見える事務所開設の意義を検討したい⁹。

I . 第二次大戦後の日本の海外移住政策概観 —「海外移住事業団」創設を中心に

第二次大戦後、日本政府は狭い国土に過剰な人口を抱え、またそれを労働力として吸収する産業の復興がまだ進まないため、海外移住の推進を図り、移住者の大量送出をいわば国策として行った。これにより、ブラジルを中心にボリビア、パラグアイ等中南米諸国への農業を主体とする集団移住が行われ、1950年代半ばより、海外移住を推進するための組織も整備された。しかし、1957年にピークを迎えた移民数は、国内経済の安定と雇用回復によって、1962年には1万人を切った¹⁰。

1962年12月5日、総理府付属の諮問機関「海外移住審議会」は、移住及び移住政策に関して広範な分野にわたる答申を提出した。その中で、移住政策の理念として「国民に海外での創造的な活動の場を与え、その結果として相手国への開発協力と世界の福祉とに対する貢献」を掲げ、集団移民からの転換に加え、移住実務機関の合理化を答申した¹¹。そこで、1963年7月15日、移住者の募集、送出、渡航費の貸し付け等を行った「財団法人日本海外協会連合会」と、唯一の政府系移民会社「日本海外移住振興株式会社」の業務を統合し、外務大臣の監督下に「海外移住事業団（Japan Emigration Service (JEMIS))」（以下、事業団）を設置した¹²。事業団は、海外移住に関する公的実務機関として、移住者の援助及び指導その他海外移住の進行に必要な業務を、国内外を通じて一貫して効率的に行うことを目的としていた。また、1964年7月1日には各都道府県の地方海外協会の主要業務を吸収し、全46都道府県に事業団地方事務所を設置した¹³。同年10月1日には、外務省から横浜、神戸の移住斡旋所を譲渡され、事業団移住センターとして傘下に収めた。さらに海外では、リオデジャネイロに中南米代表部を置き、サンパウロなど8か所の海外支部、及びサンフランシスコに駐在員事務所を置き、中央、地方、海外を一貫する事業団の組織作りが完了した¹⁴。

1961年以降になると、中南米への移住もそれまでの農業移住ではなく、技術移住の斡旋を行うようになり、技術者の継続的送出に努めた。しかし、中南米移住の最盛期は1954 - 61年で、1962年

以降は、中南米への移住は減少の一途をたどった。すなわち、事業団創設時には、すでに日本の移民政策は、南米への農業移民の大量送出から技術移民の送出に代りつつある時期で、中南米に替わる新たな送出先を模索していた。

II. 日本人のカナダ移住促進に向けた日加の動き

1960年代に入ると、欧州の景気回復に伴い、欧州からカナダへの技術や技能を持った移民が激減した一方、カナダ経済の後退により、専門職や実業家などがカナダからアメリカへ移住した¹⁵。カナダの新聞各紙も、カナダ人知識人や技術者のアメリカ流出を憂慮した¹⁶。これに対し日本側は、日本人のカナダ移住再開に向け、「移民はカナダの国内問題」とするカナダ側を刺激しないよう慎重な態度を取りつつも、早くも1958年に、萩原徹在加日本大使がエレン・フェアクロー（Ellen Fairclough, 1958.5.12 - 1962.8.8）市民権・移民大臣に対し、人道的見地から在日日系カナダ人親族の呼び寄せへの配慮を求める一方で、日本側にはカナダに日本人移民を大量送出する考えはないと明言していた¹⁷。さらに1961年には、萩原は同大臣に、日本にはカナダが望む技術移民を出す余力があり、カナダ側が門戸を閉ざしていることが問題であると指摘した¹⁸。

そこでディーフェンバーク進歩保守党政府は、技術移民受入れのため、1962年移民法施行規則で、一部を除いて人種差別規定を撤廃し、日本からの移民にも門戸を開いた¹⁹。1963年に政権を取ったレスター・ピアソン（Lester B. Pearson, 1963.4.22 - 1968.4.20）自由党政府は、受入れが限定的だった日本企業の要員を無制限で移民として認め、また、日本に「強制送還」された在日日系人のカナダへの帰国の待機時間の短縮にも努めた²⁰。しかしながら、日本からの移民数はごくわずかであった²¹。カナダ側は、日本からの技術移民受入れのため、1964年1月には日本に移民官を常駐させるとの見解を日本側に示していた²²。それを前進させたのが、1964年4月に訪日したルネ・トレンブレイ（トランブレ）（René Tremblay, 1964.2.3 - 1965.2.14）市民権・移民大臣と大平正芳外務大臣との会談であった。この会談で、日加双方でカナダへの日本人の専門職、技術職労働者の移住について、より具体的に検討することとなった²³。

トレンブレイ・大平会談後、日本側はさっそくカナダ移民省の諸外国における移民事務所や海外駐在移民官について調査し、同年7月にはカナダ移住に関する当面の方針を立てた²⁴。その方針では、カナダへの移住を「先進国移住」と位置づけ、これまでの中南米移住と異なる方針で行うべきこと、戦前から日系カナダ人が長年かけて築いてきた社会的地歩を乱さないこと、さらに海外移住事業団の協力を得て外務省が直轄することとした²⁵。よって、すでにこの段階で事業団の協力がカナダ移住を進める上での前提となっていた。10月13日には、外務省は関係13省庁を集めて第25回海外移住連絡協議会を開催し、カナダ移住を進める方針を述べ賛同を得た。

事業団は、さっそくカナダ移住を進めるために動いた。1か月後の64年11月には、『カナダ国の概要と日系人』と題し、カナダ理解のための冊子を「未定稿ながらとりあえず発刊」した。その内容は、カナダの自然と住民、歴史、政治と外交、経済、社会と文化、各州の特徴、及び日系人の歩みまで多岐にわたり、またむすびには1962年の移民法施行規則改正の解説まで書かれている²⁶。同年12月8 - 9日には、移住希望者への対応に備えるため、事業団は横浜移住センター（現 JICA 横浜）において地方事務所担当職員講習会を開催し、カナダ移住のための移住相談要領の説明を行った²⁷。この講習会では、地方事務所担当職員に大量の資料を配布してその利用方法を説明し、移住相談員の養成に努めた。さらに翌65年1月、事業団はカナダへの移住希望者に応えるため、一般向けの案内書『カナダ移住の案内』を刊行した²⁸。それだけでなく、5月にはカナダ労働省発行の『カナダの就業と

生活状況』を要約して仮訳を刊行、9月には移民省発行の『カナダ移住の専門職案内』の翻訳も刊行し、移住相談に応じる体制を整えた²⁹。

カナダ移住に関する日加の動向は、次のように報道もされた。1964年10月8日付の『日本経済新聞』は、夕刊1面で「カナダに技術者移住」と題し、カナダ側からの移住呼びかけがあったこと、これまでの中南米への農業移住に対し、カナダへの移住は「先進国移住」であり、「民間外交の進行役として相手国の経済開発に貢献」するため、日本政府も積極的にカナダ移住を取り上げる方針を固めたと報じた。さらに、11月17日付『朝日新聞』の記事では、カナダ政府が日本人技術者を積極的に誘致するため、「来春、移民省東京事務所を設置する方針」であり、さらに事業団が12月中旬には移住相談に応じることが出来るようにすることも報じた³⁰。事業団の様々な活動に加え、こうした報道でも、カナダ移住への関心は大きく高まった。

カナダ側も、64年8月14日、下院においてトレンブレイ大臣が、カナダが求める技術移民受入れのため世界的に宣伝活動をする事と併せ、日本はカナダが望む技術移民を輩出できる国であるとして、日本からカナダへの移民を促進させると明言した。その上で、日本が戦前行ってきた集団移住ではなく、カナダ式の個人単位での移民受入れ策で行うこと、また日本も経済が活況で技術者を必要としている状況から、日本からの大量移民の心配はないと強調した³¹。

トレンブレイ発言に対し、同年8月25日付『グローブ・アンド・メール』紙の社説は、さらに踏み込んで論じた。日本がカナダ移住に無関心なのは、まずカナダに関する情報不足と、長年にわたる日本人・日系人排斥で、カナダが信頼されていないためと指摘した。さらに、日本は教育、科学、技術において最も進んだ国の一つであり、カナダとの経済関係も緊密になっているので、欧州諸国と同様に、移民募集のため東京に移民事務所を設けるべきと論じた。また、日系カナダ人がカナダの生活に順応し、様々な専門的職域で成功しているとして、日本人移民のカナダ社会への同化には問題がないとの展望を示した³²。戦前日系人が集中して居住し、反日感情が強かったブリティッシュ・コロンビア（以下BC）州の世論は、すでに1961年には「日本人移民歓迎」に転じており、カナダ世論は、日系人のカナダ社会への順応ぶりから、技術を持つ日本人移民の受入れに積極的になっていた³³。

1964年9月初めには、日加間で東京への移民官の派遣に同意しており、カナダ外務省と移民省の間でも、移民官の派遣及び将来的な移民事務所開設は「論理的ステップ」と認識していた³⁴。さらに同外務省は、日本側が在日カナダ大使館への申請書提出前に適格な移住申請者を選択することに協力的な態度を示していることも移民省に伝えた³⁵。加えて、12月にはカナダ外務省は同大使館宛に将来の移民事務所のため、東京での貸スペースの有無も照会していた³⁶。しかし、その後のカナダ側の動きは鈍く、同年秋にピアソン首相が日本人移民受入れに対するBC州の反応に懸念を示したことや、翌年2月に市民権・移民大臣がジョン・ニコルソン（John Nicholson, 1965.2.15 - 1965.12.17）に交代するなど、様々な要素が重なって移民官派遣決定までさらに時間を要した³⁷。ようやく1965年4月2日（オタワ時間）、ヴァイタス（ヴィタス）・メイラス（Vitas Meilus）を移民担当官（Immigration Attaché）として在日カナダ大使館に派遣することが日加同時に発表された³⁸。

Ⅲ. 在日カナダ移民事務所開設をめぐるメイラス移民官と日本側の協議

日本に派遣されたメイラスは、欧州大陸でのカナダ移民事務所本部であるケルン移民事務所の移民官を務め、経験豊富であった。メイラスの任務は、日本からの移民の可能性と在日カナダ移民事務所開設の必要性を調査することであった³⁹。6月19日に東京に着任したメイラスは、まず在日カナダ大使館内の移住業務に関する調査を始め、同29日には、移民省在外業務部長ブノワ・ゴドブー（Benoit

Godbout) への報告で、移民関連の業務がカナダ大使館員の業務を圧迫していると指摘した。また、日本人移民はある程度数が見込めるが、大使館での現状の移住相談の手続きは不十分として、早期の移民事務所開設が必要と報告した⁴⁰。また、大使館側も、近年の移民申請数の増加により大使館に大きな負担がかかっている現状を訴え、移民事務所の即時開設を強く望んだ⁴¹。

メイラスは、着任 5 日後には日本外務省を表敬訪問し、翌週には同外務省との協議も始めた。その際、一貫して問題となったのは、設立されたばかりの海外移住事業団の移住業務への関与をめぐることであった。前述したとおり、日本側はこの事業団を通してカナダへの「先進国移住」を進めようとしていた。事業団は、メイラス派遣決定前の 1964 年 12 月にカナダ大使館に接触し、日本人移住希望者の面接やカナダ移住申請などにおいて援助が可能であると申し出ている。さらに、II で触れた、同年 12 月 8 - 9 日に事業団が開催した地方事務所担当職員向けの講習会の全日程に、カナダ大使館職員も出席していた。この大使館職員は、講習会では事業団地方事務所担当職員に詳細な情報が提供されており、適格な移民の確保に役立つと上司に報告し、この報告はカナダ外務省にも伝えられた⁴²。カナダ外務省は、日本側がカナダ移住に事業団の関与を求めていることを認識してはいただけでなく、移民省にも日本側が移住前の移民選別に協力的である旨を伝えていた⁴³。それを踏まえて、移民官メイラスはどのように日本側と交渉したのか、両者の協議の記録から見ていきたい。

1965 年 7 月 5 日、メイラスと外務省中南米・移住局大口信夫総務課長らとの初の協議では、さっそく事業団の関与が問題となった。カナダ移住の広報活動に関しては、メイラスは既存の機関である事業団やその地方事務所を通じて行うことを支持し、カナダ側の資料提供などの協力を申し出た。しかし、移住希望者の申請書の提出経路に関し、外務省が申請書の受付や合格通知などを事業団経由で行うことを提案すると、メイラスは、移住希望者は直接カナダ大使館ないし設立予定の移民事務所に申請することを求めた⁴⁴。

7 月 13 日には、メイラスは、大口とともに事業団理事長の広岡謙二とも懇談した。その際に大口からは、技能の判定はカナダ側に委ねるが、人物判定に関して事業団地方事務所の支援を提案した。大口は、「我々としてはカナダにおける日系人の好評判を穢さないよう少しでも良質の移住者を送りたい」と述べるとともに、日本人の移住後のフォローのためにも地方事務所経由の申請書提出を再度提案した。メイラスは、彼個人としては日本側の事情は理解でき、また人物判定の点は非常に助かるが、他の国でも原則としてその国の機関を通じる申請のやり方は取らないと述べた⁴⁵。

7 月 23 日、メイラスは、すべての申請書を事業団経由とすることは、カナダの「移住の自由 freedom of immigration」の原則に反するので認められないとの態度を堅持し、この要望は自分の立場を著しく困難にするのでこれ以上固執しないよう、大口に懇願した。他方、将来申請者数が増加した場合には、地方からの申請者の予備審査を地方事務所に依頼する可能性があること、また日本側が提案した人物の推薦については好感触を示した⁴⁶。

7 月 30 日、大口はさらに踏み込んで、事業団は移住実務を一貫して行う目的で設立されたので、カナダ移住に関し事業団を除外するのは「事業団の prestige にもかかわり、一つの国内問題にもなりかねない」との日本側の事情に理解を求めた上で、申請書の提出先を申請者の自由として、カナダ大使館と事業団地方事務所のいずれの提出でも良いということにしてはどうかと提案した。メイラスはこの提案は受諾可能として、本国政府に具申すると述べた⁴⁷。

こうして、両者の間では、事業団の協力に関する方向性が定まったかに見えたが、メイラスはこの件を移民省には直ちに報告しなかった。

IV. 在日カナダ移民事務所開設に向けて

1. メイラス移民官の調査報告と移民省内の反応

メイラスは、着任して約8週間後の8月16日にゴドブー在外業務部長に詳細な調査報告書を提出し、日本側との協議内容を伝えるとともに、大使館への問い合わせや申請件数の増加はカナダ移住への関心の高まりを示しており、日本の現状の調査、移住希望者との面接などの結果から、在日カナダ移民事務所開設を推奨した。日本からの移民数については、2,000人の目標は通常の条件下では現実的だが、事務所を開設した初年度では、500 - 600人が妥当との日本側の見解を紹介した。また、メイラスは、日本側がカナダ移住への関与を望むのは、伝統的に日本政府主導で移住を行ってきたためと、中南米への移住が減少する中、設立されたばかりの事業団を維持するためと指摘した。さらに、日本側は、カナダ移住のための宣伝用資料や申請用紙の事業団への提供、事業団による申請者の事前相談の許可、地方事務所担当者によるカナダ側への申請者の人物紹介、その見返りに事業団東京本部に申請者全員の氏名と合否の氏名の提出を求めているとした。それは、個人からカナダ側への直接の申請は一切受け付けず、すべての申請は事業団経由でカナダ側に渡すことになるので、メイラスはこのような条件は一切受け入れられないとの移民省の方針を伝え、その後日本側が取り下げたと報告した⁴⁸。

しかし、メイラスは、事業団の協力なしに日本での移住業務は成功できないとの考えを述べた。事業団による事前相談を通せば、カナダ側にとって受け入れ難い移住希望者の申請を思いとどまらせ、不要な事務作業を省くことができ、また彼等も直接「我々〔カナダ側〕に拒否されるという恥をかかずにすむ」と述べ、むしろ事業団経由での申請を支持した⁴⁹。メイラスは、着任10日後には、面接に来た移住希望者のうち「英語力がまあまあなのは30%そこそこ、フランス語を話せるものはほとんどいない」と、日本人の語学力不足を指摘し、日本からの技術移民を得るには事業団の協力が不可欠と認識していた⁵⁰。この調査報告書で、メイラスが7月30日の日本側が譲歩した大口との合意にあえて言及しなかったのは、可能ならば事業団経由での申請を認める方が、現実的に日本での移住業務を進めやすいと認識していたためと考えられる。

メイラスの調査報告を受け、翌8月17日、ゴドブーはR・カーリー (R. B. Curry) 移民次官補に、日本側のカナダ移住への関心も高く、また日本人はカナダが望む技術移民であると報告した。移住に関しては日本外務省の所管だが、公的実務機関である事業団が、主に移民事務所と対応する予定であり、その事業団の役割として、地方事務所経由の申請書の提出と仮承認、申請者の推薦、情報活動や相談などを挙げた。さらに、日本側が申請者の全情報、合・不合格者のリストと不合格理由の情報提供を望んでいるとも述べた⁵¹。その上でゴドブーは、スペインやポルトガルでは現地の移住団体経由の申請手続きを行っているとして、事業団の協力がある程度必要な日本で、同様の手続きを導入することを提案した⁵²。これに対し、クロード・イスビスタ (Claude M. Isbister) 移民次官は、移民の質の低下につながりかねないとの懸念を表明した⁵³。また、カーリーも、あくまでもカナダ側が申請者それぞれの入国可否を判断すべきとの態度を変えなかった⁵⁴。

加えて、省内の政策企画部長ビーズリー (Beasley [first name 不明]) は、日本での移民事務所開設について、アジア地域では韓国やフィリピンを事実上無視する一方で、「大きな動きの可能性がほとんどない日本にこれほど労力を割いているのは、どこか不自然」と述べた⁵⁵。さらにビーズリーは、日本側が望む事業団の関与に強く反対し、日本側が不適格な余剰人口をカナダに送り込む可能性を指摘した。また、日本からの移民数の予測 (年500人、将来的には2,000人) について、カナダ側の選考基準を満たす日本人が2万人申請してくる可能性を論じ、そうなった場合のカナダ世論や国内

への政治的影響が予想できるとして、1年以上前の内閣委員会で、日本からの移民受入れ拡大に対してピアソン首相が難色を示したことに言及し、日本での移民事務所開設への懸念を表明した⁵⁶。

これに対しゴドブーは、現地の移住団体経由の手続きを取っているスペイン、ポルトガル、オランダで、各地元当局が移住希望者の格下げを招いているとの懸念は立証されておらず、また、日本側も大量移民に否定的なカナダ側の見解と立場を十分承知していると反論した⁵⁷。

2. 移民事務所開設に向けた最終調整

移民事務所開設がなかなか決定されないため、日本側からカナダ側への疑念も生じてきた。そこでメイラスは、12月1日の大口との会談で、日本側の懸念の払拭に努めた。メイラスは、11月30日に東京に立ち寄ったニコルソン大臣が、カナダ政府の日本からの移民歓迎の態度に変わりはないと明言したこと、メイラス自身も早期の開設を望んでいることを改めて伝えた。それとともに、事業団のカナダ移住手続の関与について、申請書の提出は、事業団地方事務所経由でも、直接カナダ側でも良いとの柔軟性を持たせることへの了承を求めた。大口がこの件はすでに了承済みではと尋ねると、メイラスは本省への報告でこの点に触れなかったと打ち明けた。大口は、移住希望者の推薦状が日本側による事前選択になるとのカナダ側の懸念について質すと、メイラスは、推薦状はむしろ有益と答えた⁵⁸。日本の実情を十分理解していたメイラス自身は、移民省が事業団経由の申請を了承することが最も望ましいと考えていた。しかし、移民省内の反発に対応するため、省内での同意を得られうる大口との合意案を、改めてここで持ち出してきた。

大口との協議後、メイラスは直ちに、日本側がかなり軟化し、事業団への情報提供は申請者氏名とその合否のみで、不合格理由については撤回したとゴドブーに報告した。その上で、大口との協議で確認した以下の点を挙げた。すなわち、日本政府は日本でのカナダ側の業務を干渉する意図は全くなく、移住希望者の選択、相談、手続きの自由をカナダ側に与え、カナダ側の宣伝活動に全く反対しないこと⁵⁹。日本側が熱望する事業団及び各都道府県地方事務所との密接な、しかし任意の協力とは、事業団による移民省作成の資料の配布、申請者の事前相談への支援やカナダ側が望む場合に人物紹介などを提供すること。また、移住希望者は直接カナダ側に申請しても、事業団地方事務所を通じて申請を出しても良いとの、大口と再確認した合意事項を伝えた。これらの条件を妥当としつつ、加えて、日本政府はカナダ側が集団移住に関心がないことを完全に理解していることも明言した。さらにメイラスは、アメリカの1965年移民法（国別割当制を廃止）制定を視野に、資格のある日本人移民を容易にカナダに呼び寄せられるとの仮定は正しくないとして、早期の事務所開設を進言した⁶⁰。

カナダ外務省も、事務所開設の遅れが日加関係に悪影響を及ぼしかねないと早期開設を求めた⁶¹。移民省内でも、ニコルソン大臣に上記の条件での移民事務所開設が勧告された⁶²。しかし、1965年12月18日の内閣改造により、新たにジャン・マルシャン（Jean Marchand, 1965.12.18 - 1966.9.30, 1966.10.1 - 1968.7.5）が市民権・移民大臣に就任したため、開設決定までさらに時間を要した⁶³。

そこで、1966年1月に次官となったトム・ケント（Tom Kent）は、年明け早々、マルシャン宛の覚書で、これまでの経緯を説明するとともに、日本が高い教育水準を誇るアジアで最も工業化された国で、カナダが望む熟練労働者の供給源であるとして、日本での恒久的移民事務所の早急な開設を進言した。一方で、移民省が日本人の大規模な移住を促進するつもりがないことも明記した。また、事業団との協力関係については、過去1年半も日加双方で協議を重ね、満足いく形で解決したとしながらも、覚書の中では、「移住希望者は直接当方事務所に申請できる」とだけ述べ、事業団地方事務所経由の申請も可能であることには言及しなかった⁶⁴。また、ケントは、ピアソン首相が1年前に移民官派遣に同意した書簡の写しも添付し、長期の遅れが日加関係に悪影響を及ぼしかねないとして、

決断が急務であると伝えた。移民事務所開設が度々先送りされることに、メディアから様々な批判も出たが、特に同年1月19日付の日系新聞『ニュー・カナディアン』紙は、「カナダが他の白人諸国で移住促進をしているのに比べ、日本を無視しているようだ」と批判した⁶⁵。

そこで、1月28日付のマルシャン大臣からピアソン首相宛の覚書では、日本人移民はカナダが望む技能や資格を持っており、世界的に技術移民の受入れを目指すカナダの移民政策とも一致すると指摘した上で、日加間の協議を通して事業団との協力関係を十分検討し、移民選別に関してカナダ側の意向が日本側に受け入れられたとして、東京での移民事務所開設への同意を求めた⁶⁶。2月4日、マルシャンは島津久大在加日本大使に、移民事務所の開設は間近で、自分が事務所開設を行いたいとも伝えた。さらに、現在移民法改正案を準備中なので、大使ともその件で話し合いたいとも告げ、ようやく事務所開設かと思われた⁶⁷。しかし、マルシャンが日本での移民事務所開設を発表したのは、さらに1か月後の3月10日であった⁶⁸。この発表で、マルシャンは、日本での事務所開設は拡大するカナダ経済が必要とする優秀な熟練労働者を広く世界に求めることを示すと述べた上で、「東京の担当者は海外移住事業団と緊密に協力する」と締めくくり、事業団の協力が明記された⁶⁹。日加間協議の最大の問題であった事業団の関与は、日本側の思惑に近い形で、さらに言えばメイラスが希望した形で着地した。

V. 在日カナダ移民事務所開設とマルシャン移民大臣訪日

メイラスは、日加親善と移住業務宣伝のため、マルシャン大臣が事務所開設に合わせて訪日することを望み、日本側も日本の状況の理解を深めてもらうためにそれを望んだ。しかし、10月に移民省を人的資源・移民省（Department of Manpower and Immigration）に改組するための準備や、1967年の移民法施行規則改正に向けての業務に忙殺されたためか、マルシャン訪日は当初予定の6月から9月に延期になった。そこで、マルシャンによる公式の移民事務所開設式に先立って、1966年6月20日、「カナダ大使館査証事務所 The Canadian Embassy Visa Office」は東京銀座で業務を開始した。日本外務省は、カナダ側が希望していた通常在外公館に与えられる特権と免責をこの「査証事務所」にも与えることとした⁷⁰。また、事務所開設を記念し、有楽町交通会館ホールで11日間にわたって「カナダ移民展 Canadian Exhibition on Immigration」が開催された。カナダの経済生活や移民の歴史を表す80点の写真に加え、小麦や「エスキモーによる彫刻 carving by Eskimo [原文ママ]」のようなカナダの主要産物が展示され、初日には1,500人以上が入場し、関心の高さを示した⁷¹。

移民事務所の開設によって、カナダへの移住希望者の選考は同事務所が行うこととなり、それまでカナダ本国の審査を受けるため約6カ月を要した審査期間が大幅に短縮された。移民事務所では、移住相談、移住申請受付、審査、査証の発給などが行われ、カナダ移住手続き全般の効率化が計られた。その結果、移民事務所開設前後のカナダ移住者数を比較すると、開設前の1964年140人、1965年188人から、1966年には500人、1967年には858人とさらに増加した⁷²。

マルシャン大臣は9月17日から21日に訪日し、19日には移民事務所の公式開設式、20日にはカナダ観光局の公式開設式に出席した。日本外務省がマルシャンを公式招待したのは、前任のニコルソンに比べ日本への関心が薄いので、「対日認識を深めることにより、カナダ移住の円滑な推進」を計り、さらに1962年移民法施行規則に残された呼び寄せ移民の差別解消のためであった⁷³。9月19日のマルシャン大臣と椎名善太郎外務大臣の会談では、マルシャンは日加経済関係だけでなく移住においても相互協力することを念じ、対して椎名は、国際協力という立場に立ってカナダに役立つような移住者を送りたいと表明した⁷⁴。

1966年10月5-6日にオタワで開催された第4回日加閣僚委員会では、日本側のたつての希望で、議題に「移民」の項目が盛り込まれた⁷⁵。移民省としては、移民事務所の公式開設式も終わり、これを議題に入れることにやや躊躇していたが、日本側の意図は、移民事務所開設への感謝の意を表すこととわかり、共同コミュニケでは次のように述べられた。

「委員会は、本年東京に移民事務所が開設され、カナダへの移民の申し込み件数の増加を通じて日本国民一般が積極的の反応を示したことを歓迎した。両国代表団は自国政府が両国の相互の利益のために引きつづきこの計画の発展を助長することにつき意見の一致をみた⁷⁶。」

おわりに

カナダは、カナダが望む技術移民を日本から誘致するために、第二次大戦から約20年後の1966年に東京に在日カナダ移民事務所を開設した。特に大戦中及び戦後のカナダ自由党政府による強制収容・移動・送還などの厳しい日系カナダ人排斥を考えれば、カナダが移民受入れを世界的に広げたとのインパクトを、最も強く出せる国での開設であった。実際、一時マニラとの同時開設も検討された⁷⁷。しかし、結果として東京で先に開設することになったのは、その方がカナダの移民政策が大きく転換したことを明白に打ち出せると考えたからであろう。1967年の移民法施行規則改正によるポイント制導入に先立って、その前年に東京で移民事務所が開設されたことは、それまでの白人優位の移民政策の終結に向けた大きな一歩であった。

日系カナダ人が当時のカナダ社会に受け入れられるようになっていたことも重要であった。戦後カナダに残ることを選んだ日系カナダ人が、移動した東部各地で主流のカナダ社会に同化するように生活してきたことが皮肉にも評価され、日系人はカナダ社会に溶け込みやすいとみなされることになったのである⁷⁸。カナダでもまだ第二次大戦中の記憶が残っている中で、戦後もカナダに残った日系カナダ人のカナダ社会での不断の努力こそ、カナダ国内世論を日本人移民受入れの方向に変え、日本人カナダ移住の再開に大きな後押しになったと言えよう。

1960年代初めには、カナダ国内世論が日本人移民受け入れに傾いた一方、ディーフェンベーカーやピアソンが示したように日本人移民の大量流入への懸念を表す者もいた⁷⁹。移民省内でも、移住業務に事業団を関与させたい日本側の思惑に対し、カナダ側が求めている集団移住につながり、ひいては移民の質の低下につながるとの警戒を生み、事業団関与への根強い反論があった。しかし、実際に日本に駐在し、日本側との協議を重ねていたメイラスや彼に近い部署は、早い段階で、事業団の協力なしにカナダにとって必要な日本人技術移民は得られないと認識していた。そこで、日本側との協議では移民省の意向を強く打ち出す一方、移民省内では事業団との協力関係の落としどころを探った。

日本の戦後の海外移住政策を大きく変えた、カナダやオーストラリアなどへの「先進国移住」は、その後高度経済成長により生活水準が向上し、また日本の労働人口が国内で吸収されたことで、関心は薄れていくことになる。しかし、戦後20年近くカナダへの日本人移住が進まない中、移民事務所開設がカナダ移住への道を開いたこともまた確かである。また、カナダにとって、事業団との協力の下で行う日本での移民誘致策は、ヨーロッパ諸国での活動とは異なるものだった。事業団は、1967年以降、横浜移住センターで英語やカナダ事情に関する35日間のオリエンテーションを行い、移住後のカナダ社会への適応を援助した⁸⁰。さらに事業団は、国内での日本人カナダ移住への支援にとどまらず、移住後の日本人をフォローするため、トロントに海外移住事業団駐在員事務所の設置を試み、本来移住政策はカナダのみで行うことを前提とする移民省との軋轢も生んでいくこととなる⁸¹。

日本人のカナダ移住者数は、その後劇的には増加しないものの、日加両国の移住政策を考察する上で、日本人カナダ移住は数量以上の重要性があると言えよう。移民事務所開設後の両国の移民政策については、さらに今後の検討課題としたい。

註

- ¹ 2021年統計は以下を参照。Statistics Canada, 2021 Census of Population, Table 98-10-0347-01, Immigrant status and period of immigration by gender and age: Canada, provinces and territories, <https://doi.org/10.25318/9810034701-eng>, 2025年11月4日閲覧。
- ² ノールズ、ヴァレリー、細川道久訳 2014『カナダ移民史 — 多民族社会の形成』、東京：明石書店、92-94、116-117。
- ³ 原口邦紘 1978「日本・カナダ関係の一考察 — 「ルミュー協約」改定問題 —」『国際政治』1978(58)、50。ノールズ、175-176。
- ⁴ 戦後の日本人のカナダ移住再開に向けた1960年代前半までの日加の動向については以下を参照。木野淳子 2025「第二次世界大戦後の日本人カナダ移住政策をめぐって—日加の動向—」『JICA 横浜移住資料館研究紀要』19(2024年度)、87-96。同稿及び本稿で使用した史料は、2021年から3年間にわたったJICA 学術研究プロジェクト(飯野正子代表)「日系カナダ人の経験を通してみる戦後の日加関係」の下、外務省外交史料館及びカナダ図書館・公文書館(Library and Archives Canada)で収集した。収集史料の内容は以下を参照。飯野正子、高村宏子、原口邦紘、木野淳子 2022「戦後カナダ移住に関する基礎史料—外務省外交史料館所蔵史料—」『JICA 横浜海外移住資料館研究紀要』16(2021年度)、131-151。同 2024「戦後日本人カナダ移住に関する基礎資料—カナダ図書館・公文書館、外務省外交史料館所蔵資料—」『JICA 横浜海外移住資料館研究紀要』18(2023年度)、53-85。
- ⁵ 戦前の日本からの移民及び日系カナダ人について扱った代表的著書として、飯野正子 1997『日系カナダ人の歴史』東京：東京大学出版会、和泉真澄 2020『日系カナダ人の移動と運動 — 知られざる日本人の越境生活史』東京：小鳥遊書房。
- ⁶ 「新移民」研究の一例は、山田千香子 2012「ヴァンクーヴァー日系社会の現在 — 新移住者を中心として」飯野正子・竹中豊編著『カナダを旅する 37章』東京：明石書店、275-284。戦後の日本人カナダ移住再開については、木野、前出、及び飯野他 2022、飯野他 2024において、〈資料紹介〉に付随して記載がある。
- ⁷ ロイは以下の三部作で、カナダにおけるアジア系移民に関し、移住初期から1967年のポイント制導入による「ホワイト・カナダ」政策終結までを検討している。Roy, Patricia, 1989 *White Man's Province: British Columbia Politicians and Chinese and Japanese Immigrants, 1858-1914*, Vancouver: University of British Columbia Press. Roy, Patricia, 2003, *The Oriental Question: Consolidating A White Man's Province, 1914-41*, Vancouver: University of British Columbia Press. Roy, Patricia, 2007 *The Triumph of Citizenship: The Japanese and Chinese in Canada, 1941-1967*, Vancouver: University of British Columbia Press.

- ⁸ Roy, Patricia, “Reopening the Door: Japanese Remigration and Immigration, 1945-1968,” in Donaghy, Greg and Patricia Roy (eds.) 2008 *Contradictory Impulses: Canada and Japan in the Twentieth Century*, Vancouver: University of British Columbia Press, 158-175.
- ⁹ 在日カナダ移民事務所の名称は、外交史料館史料で「東京移民事務所」、「カナダ移民官事務所」、「在日カナダ大使館査証事務所」、「在京カナダ政府査証事務所」、「カナダ大使館査証部」など、表記が一定していない。本稿では、「在日カナダ移民事務所」ないし「移民事務所」で統一する。本文中「 」でくくられているものは、史料に記載の名称である。
- ¹⁰ 外務省 1985「第 3 章 戦後の日本外交と 1984 年の我が国の主要な外交活動 第 5 節 官約移住から 100 年の歩み」『昭和 60 年版わが外交の近況』第 29 号。柳沼孝一朗 2023「日本の海外移住政策：対ラテンアメリカ移住政策の変遷と日系社会の形成」『神田外国語大学日本研究所紀要』15、87 (222)、89 (220)。
- ¹¹ 外務省、同上。
- ¹² 海外移住事業団は、1974 年に国際協力事業団 (JICA 現・国際協力機構) となる。
- ¹³ 外務省、1964「六 海外移住の現状と邦人の海外渡航—移住態勢の整備と活動」『昭和 39 年版わが外交の近況』第 8 号。
- ¹⁴ 外務省、同上、外務省、1965「六 海外移住の現状と邦人の海外渡航—海外移住施策の概要」『昭和 40 年版わが外交の近況』第 9 号。柳沼、80-79 (229-230)。
- ¹⁵ 1961 年にカナダから合衆国に向かったカナダ人勤労者は 70,553 人、そのうち推定 25% が専門職や経営者。ノールズ、238。
- ¹⁶ 1963 年 2 月 18 日付『グローブ・アンド・メール *The Globe and Mail*』紙はカナダからの移入数に近い移出数があると指摘、同年 2 月 16 日付『ファイナンシャル・ポスト *Financial Post*』紙は、カナダからの知識人、技術者の流出に懸念を表明。外務省外交史料館 (以下 外史)、J1.2.0.1-4「諸外国移民法規並政策関係雑件 カナダの部」(第 3 巻)、昭和 38 年 2 月 19 日牛場信彦在加大使発大平正芳大臣宛オ G 第 232 号「カナダの移民問題に関する件」。
- ¹⁷ 外史、J1.1.0.2-2「本邦移住者関係カナダ移住」(第 1 巻)、昭和 33 年 7 月 11 日萩原徹在加大使発藤山愛一郎大臣宛オ G 第 576 号「フェアクロー移民大臣との会談に関する件」。在日日系人親族の呼び寄せについては、原口邦紘 2019「第二次世界大戦直後に日本に『送還』された日系カナダ人のその後—カナダ帰国・日本定住をめぐる問題—」『JICA 横浜海外移住資料館研究紀要』13 (2018 年度)、49-54 に詳しい。
- ¹⁸ 外史、J1.2.0.1-4 (第 2 巻)、昭和 36 年 6 月 16 日萩原在加大使発小坂善太郎大臣宛オ G 第 534 号「Fairclough 移民大臣と会談に関する件」。
- ¹⁹ アジア系とアフリカ系の親族呼び寄せは差別された。詳細は木野、90 参照。
- ²⁰ Roy, “Reopening,” 167.
- ²¹ 日本人移民の数は、1962 年 141 人、1963 年 168 人、1964 年 138 人。外史、J1.1.0.2-2 (第 3 巻)、昭和 43 年 4 月中南米・移住局移住課「対カナダ移住の現況と対策」より。
- ²² 詳細は木野、90 参照。
- ²³ トレンブレイ・大平会談については、木野、91、Roy, “Reopening,” 167 参照。
- ²⁴ この時点で、移民省の海外駐在員派遣は 21 カ国に及ぶ。外史、J1.2.0.1-4 (第 3 巻)、昭和 39 年 4 月 14 日牛場在加大使発大平大臣宛オ G 第 437 号「カナダの移民省官吏の海外駐在に関する件」。
- ²⁵ 外史、J1.1.0.2-2 (第 1 巻)、昭和 39 年 7 月 8 日移住局総務課、「カナダ移住に関する方針」。この方針では、外務省移住局事務官 (伴正一) をカナダに派遣し、基本調査を行うことも定めた。こ

の調査については、木野、91 参照。

- ²⁶ 海外移住事業団 1964 『カナダ国の概要と日系人』東京：海外移住事業団。同書は 1965 年 5 月に決定稿が刊行され、はしがきに「日本人移住の門戸が解放されカナダ政府の日本人誘致策が取られた機会に日加関係はますます緊密の度を加える」との記述がある。海外移住事業団 1965 『カナダ国の概要と日系人』東京：海外移住事業団。
- ²⁷ 外史、J1.1.0.2-2（第 1 巻）、昭和 40 年 3 月 1 日椎名悦三郎大臣発島津久大在加大使宛「カナダ移住に関する国内進捗状況」。同史料では、事業団本部の移住相談件数の内、半数がカナダ関係になり、外務省でも平均 1 日 10 名の相談者が来ると報告。横浜移住センターは 1971 年に海外移住センターと改称、2002 年に現在の JICA 横浜となる。
- ²⁸ 海外移住事業団 1965 『カナダ移住の案内』東京：海外移住事業団。「第 1 部カナダ国概況、第 2 部受入れ職種と資格条件、第 3 部移住手続」とカナダの状況を簡単に解説した後、移住にかかわる実務的なことをコンパクトにまとめた。1 月に刊行された同書は、同年だけで 5 月、10 月と改訂を重ね、その後も新たな情報を盛り込みつつ刊行を続けた。5 月の改訂版からは「第 4 部カナダにおける生活」と定着後についても触れている。
- ²⁹ 海外移住事業団 1965 『カナダの就業と生活状況』東京：海外移住事業団。海外移住事業団 1965 『カナダ移住の専門職案内、NO.1』『カナダ移住の専門職案内、NO.2』東京：海外移住事業団。
- ³⁰ 「カナダに技術移住：政府、具体的準備急ぐ 開発協力要請に応じて」『日本経済新聞』1964 年 10 月 8 日夕刊。「初の先進国技術者移住：カナダから求人募集 来春、東京に事務所を開く」『朝日新聞』1964 年 11 月 17 日夕刊。
- ³¹ Canada, House of Commons, *Debates*, 14 August 1964, 6823-6824. 木野、91。
- ³² 外史、J1.1.0.2-2（第 3 巻）、昭和 39 年 8 月 25 日本本臨時代理大使発椎名大臣宛オ G 総第 936 号「東京に移民事務所を設置して、日本人移民の積極的招致を図るべきだというグローブ・アンド・メール紙社説送付」の中で、詳細に記事内容を報告。
- ³³ BC 州の世論の変化についての詳細は、木野、89 参照。
- ³⁴ 外史、J1.1.0.2-2（第 3 巻）、昭和 39 年 9 月 1 日本本在加臨時代理大使発椎名大臣宛第 467 号（電報）「カナダ移住に関する第一次調査の実施」、昭和 39 年 9 月 4 日椎名大臣発島津在加大使宛第 329 号（電報）「カナダ移住に関する第一次調査の実施」。
- ³⁵ Library and Archives Canada（以下 LAC）, RG76 vol.745, file 510-4-578, Considerations regarding of Canadian Immigration offices in Japan, H.F. Clark（Under-Secretary of State for External Affairs 以下 USSEA）to R. B. Curry（Assistant Deputy Minister（Immigration）以下 ADM）, January 5, 1965. この件に関し両者の間で 1964 年秋から意見交換があった。Ibid., Curry to USSEA, November 23, 1964 など。
- ³⁶ Ibid., External to Tokyo, December 17, 1964.
- ³⁷ 詳細は木野、91 参照。ピアソンの懸念に関し、フランス系のトレンブレイ移民大臣は、同年 6 月に牛場大使に移民担当官派遣の当面の見送りを伝える際、「アングロサクソン系思想がオタワ政府では支配的」とし、先例を重視し変化がすぐには起きないと証言しており興味深い。外史、J1.2.0.1-4（第 3 巻）、昭和 39 年 6 月 11 日牛場在加大使発大平大臣宛オ G 第 667 号「トレンブレイ移民相の談話」。
- ³⁸ メイラスの名前の綴り“Vitas”は、ロイの著書では“Vitus”となっている。Roy, “Reopening,” 168, *The Triumph of Citizenship*, 259. LAC 史料初出時には“Vitas Meilus”となっている。LAC, RG76 vol.745, file 510-4-578, C. M. Isbister（Deputy Minister 以下 DM）to USSEA, March 9, 1965. しかし同年 4 月 2 日のプレスリリースの原稿で“Vitus”と誤記され、それがそのまま日加に伝えられた。Ibid.,

- DRAFT PRESS LEREASE, External Affairs to Canadian Embassy, March 31, 1965. メイラス本人による“Vitas Meilus”の記載が次の史料にあり。Ibid., V. Meilus to Director, Oversea Service, Immigration Branch (以下 DOS), August 16, 1965. 日本語表記については、外史の史料で「ヴァイタス」、「ヴィタス／ピタス」が混在。外史、J'1.1.0.2-2 (第3巻)、Canadian Embassy, NOTE VERBALE, no.45, March 15, 1965, 昭和40年4月9日「口上書」。外史、J'1.2.0.1-4 (第3巻)、日付不明 [筆者注：昭和40年10月]、「出張報告 (総務課 飯塚)」など。日加同時発表の史料は、LAC, RG76 vol.745, file 510-4-578, Tokyo to External, April 1, 1965.
- ³⁹ LAC, RG76 vol.745, file 510-4-578, Embassy, Tokyo to External, April 1, 1965.
- ⁴⁰ Ibid., Meilus to DOS, June 29, 1964.
- ⁴¹ Ibid., The Canadian Embassy, Tokyo to USSEA, July 29, 1965.
- ⁴² Ibid., A. S. McGill to USSEA, December 24, 1964.
- ⁴³ Ibid., USSEA to ADM, January 5, 1965.
- ⁴⁴ 外史、J'1.1.0.2-2 (第1巻)、昭和40年7月5日「カナダ移住問題に関するカナダ大使館との協議録について」。
- ⁴⁵ 同上、昭和40年7月13日「メイラス移民官と海外移住事業団幹部との会談について」。
- ⁴⁶ 外史、J'1.2.0.1-4 (第3巻)、昭和40年7月23日「カナダ移住問題に関するカナダ大使館との協議について (II)」。
- ⁴⁷ 同上、昭和40年7月30日「メイラス移民官との会談について」。
- ⁴⁸ LAC, RG76 vol.745, file 510-4-578, Meilus to DOS, August 16, 1965.
- ⁴⁹ Ibid. 同史料によると7月12、19日の報告書でも事業団の関与を認める勧告をしていたようであるが、これらの報告書はファイルにはなかった。
- ⁵⁰ Ibid., Meilus to DOS, June 29, 1965. メイラスは、日本側にも度々語学力を向上すべきであると言及していた。外史、J'1.2.0.1-4 (第3巻)、昭和40年8月19日「カナダ移住問題に関するメイラス移民官の見解について」。
- ⁵¹ Ibid., DOS to ADM, August 17, 1965.
- ⁵² Ibid., DOS to ADM, October 29, 1965. この史料でゴドブーは事業団を Japanese Emigration Bureau と記載しているが、1963年創設と記述しており Japan Emigration Service の誤記。
- ⁵³ Ibid. イスピスタは上記史料に手書きでコメント。これに対し、スペイン、ポルトガルで移民の質の低下は見られないとの報告があった。Ibid., R. Melnyk to DOS, November 18, 1965.
- ⁵⁴ Ibid., DOS to ADM, November 29, 1965.
- ⁵⁵ Ibid., Director of Policy and Planning (以下 DPP) to DOS, November 24, 1965.
- ⁵⁶ ビーズリーは自由党政府が大戦後に大規模な日本人移民を認めなかった点も指摘。Ibid., DPP to ADM, December 2, 1965.
- ⁵⁷ Ibid., DOS to ADM, December 3, 1965.
- ⁵⁸ 外史、J'1.2.0.1-4 (第3巻)、昭和40年12月1日「メイラス移民官との会談について」。
- ⁵⁹ ロイは、日本側は移民事務所による宣伝を行わせなかったと指摘。Roy, “Reopening,” 168. カナダ企業が直接新聞広告で移住者募集をすることは職業安定法に抵触するため不可とされた。外史、J'1.1.0.2-2 (第1巻)、昭和40年7月5日「カナダ大使館との協議録」。実際には、事業団地方事務所を通じて全国的に宣伝し、メイラスは様々な地方事務所で行った。例えば、1965年10月18日神戸の地方事務所での講演、同、日付不明、「出張報告 (総務課 飯塚)」。1966年6月25日東京 (住友生命四谷ビル) でのメイラスによる講演と映画会の開催、同6月17日にメイ

ラスを迎えて京都での相談会。「地方事務所だより カナダ移住映画と講演」『海外移住』（海外移住事業団）230、1966年7月20日。

⁶⁰ LAC, RG76 vol.745, file 510-4-578, Meilus to DOS, December 3, 1965. アメリカは1965年移民法によって、西欧、北欧からの移民を優遇する国別割当制を廃止した。貴堂嘉之 2018『移民国家アメリカの歴史』、岩波書店、200。メイラスは、アメリカが移民受入れの規制を外せば、日本からの技術移民がアメリカに流れることを懸念し、日本人移民受入れ策を早く講じる必要性を訴えた。

⁶¹ Ibid., DPP, Memorandum to ADM, December 2, 1965.

⁶² Ibid., Isbister, DM, Memorandum to the Minister, December 6, 1965.

⁶³ 移民省は、1966年10月1日に Department of Manpower and Immigration（人的資源・移民省）に改組された。

⁶⁴ Ibid., Tom Kent, DM, Memorandum to the Minister, January 13, 1966. すでに1965年12月16日にカーリー宛てのゴドブーの覚書の中でも、事業団への申請が可能な点は触れられなかった。“Japanese must be free to apply directly to our office.” Ibid., Godbout, DOS to ADM, December 16, 1965.

⁶⁵ “Can. Gov’t. Procrastinates Creating Tokyo Immig. Office,” *The New Canadian*, January 19, 1966.

⁶⁶ Ibid., Jean Marchand, Minister, Memorandum to the Prime Minister, January 28, 1966. 本覚書の全文は、飯野他 2024, 79–80 参照。

⁶⁷ 外史、J1.2.0.1-4（第3巻）、昭和41年2月4日島津久大在加大使発推名悦三郎外務大臣宛オG第114号「マルシャン移民相との会談要旨」。島津の印象としては、事務所開設にはまだ時間がかかると報告。

⁶⁸ この間、ケントは再度マルシャンに、1964年4月のトレンブレイ訪日以降の詳細な説明をした上で、事務所開設への同意を求めた。LAC, RG76 vol.745, file 510-4-578, Kent, DM, Memorandum to the Minister, February 14, 1966.

⁶⁹ Ibid., IMM OTT, March 10, 1966. 本発表の全文は、飯野他 2024, 80–81 参照。

⁷⁰ Ibid., Gaimusho, Note Verbale, June 1, 1966. 同事務所の場所は東京都中央区東銀座3丁目2番地。本史料にはゴドブーからカーリー宛に、この特権と免責の付与に関し「満足のいく結論になったことにご留意いただきたい」との手書きコメントがある。なお、この外務省の口上書では業務開始日が6月1日になっているが、実際の業務開始日は1966年6月20日。「カナダ大使館査証事務所正式に業務を開始」『海外移住』229、1966年6月20日。

⁷¹ Ibid., “Canadian Exhibition On Immigration Opens,” *The Japan Times*, June, 1966, in C. O. Spencer, Far East Division to P. E. Quinn, Dept. of Citizenship and Immigration, July 5, 1966. 「カナダ展」開催日程は1966年6月15–25日。「有楽町交通会館で「カナダ展」幕開き」、『海外移住』229。

⁷² 戦後のカナダへの日本人移民数は、飯野他 2024、83、本稿注 21 参照。

⁷³ 外史、A1.6.4.7「カナダ要人本邦訪問関係」（第1巻）「マルシャンカナダ移民大臣訪日（41.9）」、昭和41年4月27日中南米移住局総務課「主任課長会議資料」。マルシャン訪日一行は、マルシャン夫妻、ゴドブー、アメリカ・アジア・アフリカ担当地域局長（Regional Director of Immigration for the Americas, Asia and Africa）V・ミラード（Victor Millard）、移民大臣秘書B・デュフレーヌ（Bernard Dufresne）。直前まで訪日予定であったケントは、1967年移民法施行規則改正（ポイント制導入）に携わっていて多忙だったと考えられる。LAC 史料によると、マルシャン個人は私的な訪問を希望していたが、日本外務省が公式招待した。LAC, RG76 vol.745, file 510-4-578, External to Tokyo, August 23, 1966. ノールズ、247–250。

⁷⁴ 外史、A1.6.4.7（第1巻）、昭和41年9月19日中南米移住局総務課「マルシャン・カナダ移民

大臣と椎名外務大臣の会談要旨」。マルシャンは9月20日に、間もなく『移民白書』を議会に提出しカナダ移民政策から差別を撤廃すると表明、日本からの移民が歓迎されると明言した。Roy, “Reopening,” 168.

⁷⁵ LAC, RG26-A-1-c, vol.121, file 3-30-5, Canada-Japan Ministerial Meetings [correspondence re meetings including immigration matters], Kent, DM, Memorandum to the Minister, September 14, 1966.

⁷⁶ 外務省、1967「第四回日加閣僚委員会共同コミュニケ」、『昭和42年版わが外交の近況』第11号。

⁷⁷ LAC, RG76 vol.745, file 510-4-5781, J. D. Donaghue, Chief, Information Service, Immigration Branch to Director of Immigration, January 20, 1966.

⁷⁸ 木野、89 参照。

⁷⁹ 本稿注 19 及び木野、90-91 参照。

⁸⁰ 海外移住事業団『カナダ移住の案内』改訂版、東京：海外移住事業団、1970年1月、11。

⁸¹ 事業団トロント駐在員事務所については、飯野他 2024、56、68-69 参照。

An Aspect of Japanese Emigration to Canada after World War II — The Establishment of the Canadian Immigration Office in Japan —

Junko Kino (Tokyo University of Foreign Studies)

Canada effectively prohibited immigration from Japan for a long period, even after World War II. It was not until the early 1960s that Canada began accepting Japanese immigrants as the skilled workers it required. In 1964, both Japan and Canada considered establishing an immigration office in Tokyo to promote Japanese emigration to Canada. The Japanese side sought the involvement of the Japan Emigration Service (later JICA), but this was incompatible with the Canadian position that immigration was solely a Canadian matter. This article examines the negotiations between Japan and Canada, as well as reactions within Canada's Department of Citizenship and Immigration, using archival materials from both nations. It demonstrates that the proposed office's establishment signified Canada's stance of broadly recruiting immigrants worldwide ahead of the introduction of the points system in 1967, while for Japan, it represented a shift towards "emigration to developed countries."

Keywords: Japanese Canadians, Japanese emigration to Canada after WWII, Canada-Japan relations, Immigration Office in Japan, Visa Office of the Embassy of Canada to Japan